

○多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和３年４月１日

要綱第１７号

(趣旨)

第１条 この要綱は、あらゆる差別の撤廃をめざす多度津町人権擁護に関する条例（平成７年多度津町条例第２３号）の理念に基づき、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (１) 性的少数者（性的マイノリティ） 性的指向（どの性別を恋愛の対象とするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が、多数者と異なる者をいう。
- (２) パートナーシップ 双方の合意に基づき、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である２人の者の関係をいう。
- (３) 宣誓 パートナーシップにある２人が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第３条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (１) 双方が民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。
- (２) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が３か月以内に町内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に町内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) パートナーシップの宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）ではないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする両者は、町職員の立会いのもとパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、当該両者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該両者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日時等について事前に町と調整するものとする。

（本人確認）

第5条 町長は、宣誓をしようとする両当事者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他本人であることを確認するため町長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第6条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和等の理由において、町長が適当と認める場合は、宣誓書において通称名を使用することが

できる。

（証明書の交付）

第7条 町長は、第4条第1項の規定により提出された宣誓書、添付書類等により、パートナーシップの宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受理し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号及び様式第3号。以下「証明書」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 町長は、宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書に記載するものとする。

（証明書の再交付）

第8条 前条第1項の規定による証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により町長に対し申請をすることができる。

2 町長は、前項の規定により再交付の申請があった場合は、証明書を再交付するものとする。

3 再交付の申請をしようとする者の一方又は双方が再交付申請書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、当該両者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

（証明書の返還）

第9条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届（様式第5号）に交付を受けた証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2） 一方が死亡したとき。

（3） 一方又は双方が町外に転出したとき。

（4） 次条第2項の規定により交付を受けた証明書の返還を求められたとき。

（返還命令）

第10条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたこと又は交付を受けた証明書を不正に利用したことが判明したときは、当該宣誓者の宣誓の証明を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により宣誓の証明を取り消した場合は、当該証明書の返還を求めるものとする。

（他の自治体との連携を図る場合の取扱い）

第11条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）において宣誓に係る証明書の交付を受けている者が、本町に住所を異動後もパートナーシップの関係を継続しようとするときは、この条に定めるところにより、第7条第1項に定める証明書の交付を受けることができる。

2 前項の規定による証明書の交付を受けようとする者であって、第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「転入宣誓者」という。）は、町職員の立会いのもと、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第6号。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、転入宣誓者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないと町長が認めるときは、転入宣誓者立会いのもとで他の者に代筆させることができる。

（1） 転出元の連携自治体が交付した宣誓に係る証明書

（2） 転出元の連携自治体から本町に転入したことを証する書面の写し

3 転入宣誓者は、前項の申告書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

4 町長は、第2項の規定による申告書において、転入宣誓者が継続申告したことを転出元の連携自治体に対して通知することに同意している場合は、遅滞なく当該自治体に通知するものとし、転入宣誓者の同意が得られない場合は、第1項に規定する証明書の交付を行わないものとする。

5 宣誓者又は転入宣誓者が連携自治体へ転出し、当該自治体に対して継続申告に係る書類として本町が交付した証明書を提出したときは、第9条の規定にかかわらず、証明書が返還されたものとみなす。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年9月24日要綱第56号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(多度津町移住促進家賃補助金交付要綱の一部改正)

2 多度津町移住促進家賃補助金交付要綱(令和6年多度津町要綱第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された2人又は多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和3年多度津町要綱第17号)に基づき、パートナーシップの宣誓をし、 <u>証明書</u> の交付を受けた2人をいう。 (5) 略	第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 夫婦 婚姻届を提出し、受理された2人又は多度津町パートナーシップの宣誓に関する要綱(令和3年度多度津町要綱第17号)に基づき、パートナーシップの宣誓をし、 <u>証明書等</u> の交付を受けた2人をいう。 (5) 略

第3条～第5条 略 (交付の申請等) 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに次に掲げる書類を添えて多度津町移住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) パートナースhip宣誓証明書 _____ _____の写し(多度津町パートナースhipの宣誓をしている場合) (4)～(8) 略 2～4 略 略..... <u>様式第1号(第6条関係)</u> 【別記 参照】 様式第2号～様式第10号 略	第3条～第5条 略 (交付の申請等) 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに次に掲げる書類を添えて多度津町移住促進家賃補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) パートナースhip宣誓証明書又は<u>パートナースhip宣誓証明カード</u>の写し(多度津町パートナースhipの宣誓をしている場合) (4)～(8) 略 2～4 略 略..... <u>様式第1号(第6条関係)</u> 略 様式第2号～様式第10号 略
---	--

【別記】

(多度津町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の一部改正)

- 3 多度津町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱(令和7年多度津町要綱第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号	第1条 略 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号

に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) 略 (3) 遺族 次のいずれかに該当する者であつて、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。 ア 略 イ 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（犯罪被害者とパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による<u>証明書</u>の交付を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を含む。） (4) 略 ・・・・・・・・略・・・・・・・・	に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ・ (2) 略 (3) 遺族 次のいずれかに該当する者であつて、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。 ア 略 イ 犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（犯罪被害者とパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による<u>証明書等</u>の交付を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹を含む。） (4) 略 ・・・・・・・・略・・・・・・・・
---	--